

基 発 0107 第 2 号
職 発 0107 第 2 号
雇 均 発 0107 第 6 号
令 和 4 年 1 月 7 日

一般社団法人 日本経済団体連合会 御中

厚生労働省労働基準局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

「いわゆる『シフト制』により就業する労働者の適切な
雇用管理を行うための留意事項」の周知依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今日、人手不足や労働者のニーズの多様化、季節的な需要の繁閑への対処等を背景として、パートタイム労働者やアルバイトを中心に、いわゆるシフト制（あらかじめ具体的な労働日、労働時間を定めず、シフト表等により柔軟に労働日、労働時間が決まる勤務形態）による働き方が見られるところです。

このような働き方には、その時々事情に応じて柔軟に労働日・労働時間を設定できるという点で契約当事者双方にメリットがあり得る一方、使用者の都合により、労働日がほとんど設定されなかったり、労働者の希望を超える労働日数が設定されたりすることにより、労働紛争の発生も懸念されます。

このため、今般、シフト制に関する適切な雇用管理を促すことを目的として、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項について、別紙のとおりとりまとめたところです。

つきましては、かかる趣旨を御理解いただき、貴団体傘下の団体等に対し、別紙の内容の周知につき特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、別紙の内容の理解の促進に資する観点から、別添のとおり、その内容の概要をまとめたリーフレットを作成しておりますので、周知に当たって御活用下さいますよう、併せてお願い申し上げます。